

第97期

定時株主総会

招集ご通知

<新型コロナウイルス感染症に関するお願い>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本総会につきましては、ぜひ、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後5時まで

<株主総会会場における感染防止のための対応について>

- ・株主席の間隔を広げて配置することから、座席数に限りがあるため、ご入場を制限する場合がございます。また、当社が指定する場所に着席いただく場合がございます。
- ・製品展示・湯茶提供は実施いたしません。
- ・ご来場の株主様は手指の消毒とマスクの常時着用をお願いいたします。また、株主様の体調等によりご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・本総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smm.co.jp/>) にてお知らせいたします。



日時

2022年6月24日(金曜日)

午前10時(午前9時受付開始)



場所

東京都港区東新橋1丁目9番1号
コンラッド東京 アネックス2階 風波



住友金属鉱山株式会社

証券コード：5713

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている株主の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

株主の皆様および従業員、関係者等の健康・安全を第一に考え、また、さらなる感染拡大を防止すべく、本年の株主総会につきましては、ぜひ、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご来場される場合は、当日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただくとともに、会場における感染防止措置に、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

第97期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	4

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役8名選任の件	9
第4号議案 監査役1名選任の件	19
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	20
第6号議案 取締役賞与支給の件	24

事業報告	29
------------	----

連結計算書類	57
--------------	----

計算書類	60
------------	----

監査報告	63
------------	----

2022年6月2日

株主各位

東京都港区新橋5丁目11番3号

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 野崎 明

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を受け、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催いたします。

株主の皆様におかれましては、本総会へのご来場の際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2022年6月24日（金曜日）午前10時**

2. 場 所 **東京都港区東新橋1丁目9番1号**

コンラッド東京 アネックス2階 風波

本総会は、感染防止のため、株主席の間隔を広げて配置することから、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場を制限する場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項 第97期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、
計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 取締役賞与支給の件

以 上

-
- ◎ 本総会招集に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」および「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」ならびに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.smm.co.jp/>)に掲載しておりますので、本書類には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smm.co.jp/>) に掲載いたします。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様のご意思を会社経営に反映するための大切な権利です。以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会にご出席いただく場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時
到着分まで

電磁的方法(インターネット)



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、賛否をご登録ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書による議決権行使のご案内

議案	賛成	反対	棄権	未回答
第1号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第2号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第3号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第4号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第5号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第6号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案、第2号議案、第4号議案～第6号議案

⇒賛成の場合 : 「賛」の欄に○印

⇒反対の場合 : 「否」の欄に○印

第3号議案

⇒全員賛成の場合 : 「賛」の欄に○印

⇒全員反対の場合 : 「否」の欄に○印

⇒一部の候補者に
反対される場合 : 「賛」の欄に○印をし、反対される
候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙に印字された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ってください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード等を入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」をクリックしてください。
議決権行使ウェブサイト⇒<https://www.web54.net>



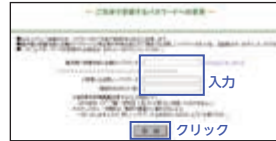
2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードの入力

同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」、実際にご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリックしてください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に関するご照会

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート フリーダイヤル **0120-652-031** (午前9時～午後9時)

議決権行使の際の注意点

- (1) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、またはパソコン、スマートフォンもしくは携帯電話で重複して議決権を行使された場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、最後に行使されたものを有効として取り扱います。
- (2) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、電磁的方法による議決権行使を有効として取り扱います。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム

機関投資家の皆様につきましては、事前に申し込まれた場合に限り、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上最も重要な課題のひとつと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、連結配当性向35%以上を方針としつつ、将来の事業展開、財務体質の健全性、当期の業績などを総合的に勘案し、以下のとおり1株につき188円といたしたいと存じます。

なお、シエラゴールド銅鉱山（チリ）に係る持分に関する一部の会計基準の適用に起因し、本持分の譲渡に伴い発現した当期の業績への影響額については、配当額の算定において除いております。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 188円 総額 51,656,657,728円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

今後の積極的な事業投資に備えて経営基盤を強化するため、以下のとおり別途積立金の積立てをいたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 200,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 200,000,000,000円

<ご参考：当社の財務方針および配当金等の推移について>

当社は2019年度から2021年度を対象とする「2018年中期経営計画」の財務戦略として、財務体質の健全性の保持に引き続き取り組み、連結自己資本比率50%以上を維持するとともに、剰余金の配当は、業績に連動させ連結配当性向35%以上とすることを方針としております。

区分	第94期 2018年度	第95期 2019年度	第96期 2020年度	第97期 2021年度
1株当たり年間配当額 (円)	73	78	121	301 (予定)
年間配当総額 (百万円)	20,060	21,433	33,248	82,706 (予定)
連結配当性向 (%)	30.0	35.4	35.1	29.4 (予定)
親会社所有者帰属持分比率 (%)	58.3	58.3	59.1	63.7

(注) 第97期（2021年度）の1株当たり年間配当額等は、本総会の第1号議案（剰余金の処分の件）が原案どおり承認可決された場合の金額等であります。

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定できるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 第97期定時株主総会の決議による定款第16条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、前項の決議による変更前の定款第16条は、なお効力を有する。</p> <p>第2条 前条および本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前条第2項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名にあたっては、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役で構成されるガバナンス委員会において助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別 (ジェンダー)	現在の地位	属性	取締役会への出席状況 (2021年度)	取締役在任年数 (本総会終結時)
1	なかざと よしあき 中里 佳明	男性	代表取締役 取締役会長	再任	18/18回 (100%)	16年
2	のざき あきら 野崎 明	男性	代表取締役 取締役社長 社長	再任	18/18回 (100%)	8年
3	ひご とおる 肥後 亨	男性	取締役 常務執行役員	再任	18/18回 (100%)	2年
4	まつもと のぶひろ 松本 伸弘	男性	取締役 常務執行役員	再任	18/18回 (100%)	3年
5	かなやま たかひろ 金山 貴博	男性	取締役 常務執行役員	再任	14/14回 (100%)	1年
6	なかの かずひさ 中野 和久	男性	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	17/18回 (94%)	6年
7	いしい たえこ 石井 妙子	女性	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	18/18回 (100%)	4年
8	きのした まなぶ 木下 学	男性	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	18/18回 (100%)	2年

候補者番号

1

再任



なかざと よしあき
中里 佳明

生年月日：1953年5月13日
満年齢：69歳
性別：男性

当社株式所有数 28,200株

取締役在任年数 16年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 18/18回
(2021年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年 4月	当社入社
2005年 6月	当社執行役員
2006年 6月	当社取締役
2008年 6月	当社常務執行役員 機能性材料事業部長
2008年10月	半導体材料事業部長
2009年 6月	当社執行役員 機能性材料事業部長
2010年 6月	当社常務執行役員
2012年 6月	当社代表取締役（現職） 当社専務執行役員
2013年 6月	当社取締役社長 当社社長
2018年 6月	当社取締役会長（現職）

取締役候補者とした理由

中里佳明氏は、5年間取締役社長の職責を担った後、2018年6月から取締役会長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

再任



の ざ き
野 崎

あ き ら
明

生年月日：1960年6月20日
満年齢：61歳
性別：男性

当社株式所有数 18,500株

取締役在任年数 8年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 18/18回
(2021年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社
2013年 6月	当社執行役員 金属事業本部副本部長
2014年 6月	当社取締役 経営企画部長
2015年 6月	金属事業本部長
2016年 6月	当社常務執行役員
2018年 6月	当社代表取締役 (現職) 当社取締役社長 (現職) 当社社長 (現職)

取締役候補者とした理由

野崎明氏は、2018年6月から取締役社長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

再任



ひご
肥後

とおる
亨

生年月日：1961年11月1日
満年齢：60歳
性別：男性

当社株式所有数 5,400株

取締役在任年数 2年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 18/18回
(2021年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社
2010年 7月	金属事業本部ニッケル営業・原料部長
2014年 7月	金属事業本部銅・貴金属原料部長
2017年 6月	Sumitomo Metal Mining Philippine Holdings Corporation, Director 兼 President
2019年 6月	当社執行役員 金属事業本部副本部長
2020年 6月	当社取締役 (現職) 経営企画部長 (現職)
2021年 6月	当社常務執行役員 (現職)

取締役候補者とした理由

肥後亨氏は、長年にわたる製錬事業での営業や原料調達の経験を有するほか、海外資源会社の取締役として経営に携わり、また、経営企画部長の職責を担い、営業や会社経営に関する知識を有しております。これらの知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

補償契約の締結

肥後亨氏が当社の業務の一環として行った海外の上場会社の役員としての職務の執行に関して、当社は、同氏との間で補償契約を締結しており、当該職務の執行に関して同氏が責任追及等に対処するために支出する費用および損害を賠償する責任を負う場合において賠償すること（和解金の支払いを含む。）により生じた損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該海外の上場会社の役員以外の地位（当社の取締役の地位を含む。）を理由とする責任追及等に係る費用等について、当社は補償義務を負わない旨を定めております。

候補者番号

4

再任



まつもと のぶひろ
松本 伸弘

生年月日：1963年2月24日
満年齢：59歳
性別：男性

当社株式所有数 5,700株

取締役在任年数 3年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 18/18回
(2021年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社
2008年 4月	金属事業本部ニッケル工場長
2014年 6月	金属事業本部事業室長
2016年 6月	当社執行役員 金属事業本部副本部長
2018年 6月	金属事業本部長 (現職)
2019年 6月	当社取締役 (現職)
2020年 6月	当社常務執行役員 (現職)

[重要な兼職の状況]

PT Vale Indonesia Tbk, Commissioner

取締役候補者とした理由

松本伸弘氏は、長年にわたる製錬事業での実務経験を有するなど、製錬技術に関する豊富な知識を有しております。これらの知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

補償契約の締結

松本伸弘氏が当社の業務の一環として行っている海外の上場会社の役員としての職務の執行に関して、当社は、同氏との間で補償契約を締結しており、当該職務の執行に関して同氏が責任追及等に対処するために支出する費用および損害を賠償する責任を負う場合において賠償すること（和解金の支払いを含む。）により生じた損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該海外の上場会社の役員以外の地位（当社の取締役の地位を含む。）を理由とする責任追及等に係る費用等について、当社は補償義務を負わない旨を定めております。

候補者番号

5

再任



かなやま

金山

たかひろ

貴博

生年月日：1963年1月23日

満年齢：59歳

性別：男性

当社株式所有数 3,000株

取締役在任年数 1年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回
(2021年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社
2015年10月	人事部長
2017年 6月	当社執行役員 別子事業所長
2020年 6月	人事部長（現職）
2021年 6月	当社取締役（現職） 当社常務執行役員（現職）

取締役候補者とした理由

金山貴博氏は、人事部長、別子事業所長を歴任し、当社グループにおける人事・労務政策・総務をはじめとする経営管理に関する豊富な知識を有しております。これらの知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

再任

社外取締役

独立役員



なかの かずひさ
中野 和久

生年月日：1948年1月4日
満年齢：74歳
性別：男性

当社株式所有数 2,500株

社外取締役在任年数 6年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 17/18回
(2021年度) (94%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1971年 4月	出光興産株式会社入社
2003年 4月	同社執行役員人事部長
2004年 6月	同社取締役
2005年 6月	同社常務取締役
2007年 6月	同社代表取締役副社長
2009年 6月	同社代表取締役社長
2013年 6月	同社代表取締役会長
2015年 6月	同社相談役
2016年 6月	当社取締役 (現職)
2017年 6月	出光興産株式会社相談役退任

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

中野和久氏は、出光興産株式会社にて代表取締役社長等の職責を担い、会社経営および資源事業に関する豊富な知識と経験を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特に資源事業および製錬事業等における長期にわたるプロジェクトならびに全体的な計画等に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことによりその質が高まることを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決

定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員長として上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 中野和久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 2021年度において、当社は出光興産株式会社との間で不動産の賃貸借に関する取引があります。当社の同社に対する売上高は、4百万円であり、当社（単体）の売上高に対する割合は0.0%です。また、当社は同社との間で当社の操業資材の購入に関する取引があります。当社の同社に対する支払額は1,511百万円であり、同社（単体）の売上高に対する割合は0.0%です。
3. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（22頁に記載）に照らし独立性を有しております。
4. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

再任

社外取締役

独立役員


 いし い た え こ
 石井 妙子

生年月日：1956年5月7日

満年齢：66歳

性別：女性

当社株式所有数 0株

社外取締役在任年数 4年
(本総会終結時)取締役会への出席状況 18/18回
(2021年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月 弁護士登録
和田良一法律事務所入所

1992年 3月 太田・石井法律事務所開設

2018年 6月 当社取締役（現職）

[重要な兼職の状況]

太田・石井法律事務所弁護士
日本電気株式会社社外監査役
株式会社D T S 社外監査役
大日本印刷株式会社社外監査役
株式会社ふるさとサービス社外監査役

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

石井妙子氏は、弁護士として特に労働分野をはじめとする豊富な専門知識と経験を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特にコンプライアンスや人事・労務関連分野の助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことによりその質が高まることを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決

定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員として、上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者となりました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 石井妙子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（22頁に記載）に照らし独立性を有しております。
3. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

再任

社外取締役

独立役員



きのした
木下

まなぶ
学

生年月日：1954年5月17日
満年齢：68歳
性別：男性

当社株式所有数 0株

社外取締役在任年数 2年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 18/18回
(2021年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	日本電気株式会社入社
2006年 4月	同社企業ソリューションビジネスユニット 流通・サービスソリューション事業本部長
2008年 4月	同社執行役員
2010年 4月	同社執行役員常務
2010年 6月	同社取締役
2016年 4月	同社執行役員副社長
2018年 4月	同社シニアオフィサー
2020年 6月	当社取締役（現職）
2021年 6月	日本電気株式会社シニアオフィサー 退任

[重要な兼職の状況]

アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

木下学氏は、日本電気株式会社にて執行役員副社長等の職責を担い、会社経営およびデジタルビジネスに関する豊富な知識と経験を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特に事業環境の変化が著しい材料事業やデジタル分野に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことによりその質が高まることを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員

会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員として、上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 木下学氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 2021年度において、当社の日本電気株式会社に対する売上高はありません。また、当社は同社との間で設備・ソフト仕入れおよび保守・リース等に関する取引があります。当社の同社に対する支払額は122百万円であり、同社（単体）の売上高に対する割合は0.0%です。なお、当社は同社の株式を2022年3月末までに全て売却しました。また、同社も同様に当社の株式を全て売却しました。
3. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（22頁に記載）に照らし独立性を有しております。
4. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

取締役候補者に関する共通事項

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

- (注) 1. 本議案における各候補者の年齢・略歴等は2022年6月1日時点のものを記載しております。
2. 本議案における百万円単位の記載は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中山靖之氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



の ざ わ つ よ し
野 沢 剛 志

新 任

生年月日：1964年12月3日

満年齢：57歳

性別：男性

当社株式所有数

600株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
2015年 7月 広報IR部勤務
2018年 4月 経理部勤務（現職）

監査役候補者とした理由

野沢剛志氏は、長年にわたり税務会計および財務会計の業務に携わっており、経理実務や会計等に關する知見を有しております。また、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの対話経験を有しております。これらの知見を生かすことによって、監査役として適切な監査を行うことが期待できるため、監査役候補者といたしました。

監査役候補者に関する役員等賠償責任保険契約

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

（注）本議案における候補者の年齢・略歴等は2022年6月1日時点のものを記載しております。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ、社外監査役の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。



み し な か ず ひ ろ
三品 和広

社外監査役

生年月日：1959年9月23日

独立役員

満年齢：62歳

性別：男性

当社株式所有数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1989年 9月	ハーバードビジネススクール助教授
1995年10月	北陸先端科学技術大学院大学先端科学技術研究調査センター助教授
1997年 4月	北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科助教授
2002年10月	神戸大学大学院経営学研究科助教授
2004年10月	神戸大学大学院経営学研究科教授 (現職)

[重要な兼職の状況]

神戸大学大学院経営学研究科教授

補欠の社外監査役候補者とした理由/期待される役割の概要

三品和広氏は、経営戦略や経営者論等の企業経営学の研究者として専門的知見を有しております。

同氏には、就任された際には、当社グループの経営の健全性の確保および中長期的な企業価値の向上を図るため、常勤の監査役と十分な連携を行いながら、ご自身の知見、経験等に基づき、特に大学教授としての学識を背景に実効的な監査を行っていただ

くことを期待しております。また、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しております。

同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 三品和広氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であります。
2. 同氏が社外監査役に就任する場合、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、当社が定める独立性基準(22頁に記載)に照らし独立性を有しております。
3. 同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。同氏が社外監査役に就任する場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(注) 本議案における候補者の年齢・略歴等は2022年6月1日時点のものを記載しております。

<ご参考>

1. 独立性基準について

社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」といいます。）の独立性の判断にあたっては、会社法に定める社外要件および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従います。ただし、社外役員が当社の取引先に所属している場合等であっても、当社が定めた以下の軽微基準に該当するときには、原則として独立性を有するものと判断します。

取引先	<ul style="list-style-type: none"> ・直近事業年度における当社（単体）の当該取引先（単体）への売上高が、当社（単体）の売上高の2%未満であること。 ・直近事業年度における当該取引先（単体）の当社（単体）への売上高が、当該取引先（単体）の売上高の2%未満であること。 ・直近事業年度における当社（単体）の当該取引先からの借入残高が、当社（単体）の総資産の2%未満であること。
コンサルタント、 専門家等	<ul style="list-style-type: none"> ・直近事業年度において当社（単体）から役員報酬以外に受領する金銭その他の財産が、年間1,000万円未満のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）。
寄付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・受領者が取締役または監査役個人の場合： 当社（単体）から収受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間100万円未満であること。 ・受領者が取締役または監査役が所属する法人等（国立大学法人や学校法人等の場合、受領者が所属する学部や研究科とする）の場合： 当社（単体）から収受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間1,000万円未満であること。

2. 取締役会のスキル・マトリックス

本総会第3号議案（取締役8名選任の件）および第4号議案（監査役1名選任の件）が原案どおり承認可決された場合、取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

区分	氏名	取締役および監査役がそれぞれ取締役会に特に貢献できると考える知識、経験、能力等							
		経営全般・サステナビリティ(持続可能性)	グローバル(国際性)	事業活動等・マーケティング	研究開発・生産・エンジニアリング	品質・安全・環境	財務・会計	人材	法務・コンプライアンス
取締役	中里佳明	○	○	○			○		
	野崎 明	○	○	○			○		
	肥後 亨	○	○	○					○
	松本伸弘	○	○	○	○	○			
	金山貴博	○				○		○	
	中野和久	○	○	○				○	
	石井妙子							○	○
監査役	木下 学	○		○				○	
	今井浩二								○
	野沢剛志	○				○	○		
	吉田 亙		○	○			○	○	
	若松昭司						○		

(注) 1. 当社は、26頁に記載の「当該体制を選択している理由（取締役会のあるべき姿について）」を踏まえ、取締役および監査役のスキル・マトリックスを作成しています。

2. 取締役および監査役自身が取締役会に特に貢献できると考える項目に○をつけています。なお、充足の目安を定めており、その詳細についてはコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

第6号議案

取締役賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期末時点の取締役8名のうち、社外取締役を除く取締役5名に対し取締役賞与総額2億4,300万円を支給することといたしたいと存じます。なお、当社の取締役賞与は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき会社業績を勘案し各取締役の業績を反映させて算出しております。当該方針の内容の概要は51頁に記載のとおりであります。

本議案は、上記の取締役賞与総額についてガバナンス委員会の助言を得たうえで取締役会において決定しており、相当であると判断しております。

<ご参考>

当社のコーポレートガバナンスの状況

(1) コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、コーポレートガバナンスを、当社グループの企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する仕組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社は、「住友の事業精神」を基本とした「SMMグループ経営理念」を定めており、コーポレートガバナンスの充実に努めることにより、SMMグループ経営理念の達成に向けて効率的かつ健全な企業活動を行い、社会への貢献と株主の皆様をはじめとするステークホルダーへの責任を果たしてまいります。

住友の事業精神

第1条 わが住友の営業は信用を重んじ、確実を旨とし、もってその鞏固隆盛を期すべし

社会的な信用や相互の信頼関係を大切に、何事も誠意をもって確実に対応することにより、事業の確実な発展を図っていくべきことを意味しております。

第2条 わが住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り、弛張興廃することあるべしといえども、いやしくも浮利に趨り軽進すべからず

旧来の事業に安住してマンネリズムに陥ることなく、時代の移り変わりによる社会のニーズの動向を鋭敏にとらえて、新しく事業を興し、あるいは廃止する等の処置をとることを意味し、積極進取の姿勢が重要なことを表しております。同時に、いかなる場合においても、道義に反する手段で利益を追ったり、目先の利益に惑わされて、ものごとを十分調査・検討せずに取り進めたりしてはならないことを意味しております。

SMMグループ経営理念

- ・住友の事業精神に基づき、地球および社会との共存を図り、健全な企業活動を通じて社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業をめざします
- ・人間尊重を基本とし、その尊厳と価値を認め、明るく活力ある企業をめざします



コーポレートガバナンスに関する基本方針の全文については以下のURLからご参照ください。
https://www.smm.co.jp/ir/management/governance_policy/

(2) コーポレートガバナンスの体制

① 機関設計等

当社のコーポレートガバナンスは、経営における執行と監視・監督のそれぞれの機能が十分発揮されるシステムとして、監査役会設置会社および執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と、社長および執行役員による「業務執行」、そして監査役および会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営しております。また、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンス強化を図るため、ガバナンス委員会を設置しております。

② 当該体制を選択している理由（取締役会のあるべき姿について）

当社は、資源・製錬・材料の3事業をコアビジネスと位置付け、長期ビジョン「世界の非鉄リーダー」を目指しております。これらの事業はいずれも非鉄金属に関わる事業であり相互に有機的な関連を持ち、多様な経営課題に対して取締役会が自ら意思決定を行える事業内容と規模であると考えております。また、現在強化を図っている3事業間の連携という面でも、各事業に強い独立性を与えて独自の意思決定を認めるよりも、取締役会自らが総合的に意思決定を行うことが会社の成長をより促すことにつながると考えております。そのため、執行全体を事後的に監督するモニタリング・モデルではなく、マネジメント・モデルを原則として採ることが当社のガバナンスとして適していると考えております。

また、当社グループの事業の特性上、経営基盤（特にコンプライアンス、安全、環境）の強化が重要であり、監査役が取締役や執行役員等に対して忌憚なく課題を指摘できる体制を整えておく必要があると考えております。この点から、独任制という権限の保障された監査役が、4年間にわたり安定して監査機能を発揮することが期待できる監査役会設置会社の機関設計を採用しております。なお、監査役には取締役会の決定事項に関する招集権および取締役会の議決権がなく、その結果として取締役の解任提案を取締役会に対してすることができないことが監査役会設置会社の課題であると認識しております。この課題に対しては、複数（3分の1以上）の社外取締役を設置し、ガバナンス委員会委員に就任いただき、ガバナンス委員会において取締役および執行役員等の選解任を取り扱うことにより課題を乗り越えるべく取り組んでおります。

(3) 政策保有株式の縮減に関する方針

当社は、事業戦略を進めるうえで、中長期的に事業基盤の強化につながると判断される場合、株式を政策的に保有することがあります。現状保有している政策保有株式については、毎年取締役会において、その保有目的や保有に伴う便益が資本コストに見合うものであるか等について検証を行っております。検証の結果、資本コストに見合わなくなった銘柄や、最近の事業の変化等によって事業関連性が希薄になってきたと判断される銘柄等、保有意義に乏しいと判断された銘柄については縮減を前提とした具体的検討を進めることとしています。また、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から当社株式の売却等の意向が示された場合は、売却に向けて真摯に対応しております。

政策保有株式の議決権行使については、発行会社の業績等の経営状況を踏まえたうえで、各議案が発行会社の中長期的な企業価値向上につながるか、当社の企業価値にどのような影響を与えるか等を総合的に勘案し、各議案への賛否を判断します。なお、発行会社に重大な不祥事があった場合や一定期間連続で赤字である場合などには慎重な判断を行います。

(4) 取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果

取締役会は、適切な業務執行の決定および監督機能の向上の観点から取締役会の実効性を分析・評価しております。2021年度における取締役会の実効性の分析・評価について、その結果の概要は以下のとおりです。

① 分析・評価のプロセス

取締役会は、外部評価者（法律事務所）の協力を得て、取締役および監査役に対する質問票を作成しアンケートを実施しております。回答内容の集計およびその分析についても外部評価者に委託しております。取締役会は、回答内容の集計結果、外部評価者による評価および2016年度に確認した「取締役会のあるべき姿（意思決定機能を重視した取締役会を志向していく）」に基づき、2022年2月の定時取締役会において取締役会の実効性について審議し、その評価と今後の対応について確認しました。

② 分析・評価結果の概要

a. 質問票への回答および外部評価者の分析・評価結果

- a) 取締役会の実効性に関わる大半の項目において高評価の回答が示されており、概ね取締役会は実効的に機能していると評価できます。
- b) 自由記述欄においても、現状を肯定的に捉える意見が多く、指摘事項も現状をより良くするための意見という側面を持つものが多くありました。
- c) 当社が目指す取締役会の役割・機能の在り方について、変化する必要がある旨の回答が相当数存するため、取締役会において検討されることが望ましく、また、2019年度および2020年度に指摘された事項（人材確保など）について、引き続き改善に向けた取り組みを検討し、実施することが望ましいと考えられます。

b. 取締役会における審議

外部評価者からの助言を踏まえ、以下の各事項について取締役会において審議を行いました。

- a) 取締役会の役割・機能の在り方についての「変化する必要がある」との意見は、取締役会によるモニタリング機能を強化させるための取締役会付議事項や報告事項の見直しが必要であるとの意見であったことを確認し、マネジメント・モデルを原則として採りつつも、モニタリング機能の側面を充実させるべく、決議事項の金額基準の見直し等を含めた検討を行うこととしました。また、以下の報告を引き続き実施することを確認しました。
 - ・非財務情報を年2回報告する（2022年4月以降はサステナビリティ委員会からの報告として行う）。
 - ・それぞれの事業本部から年1回程度、課題と対応の方向性について、マーケティングの観点を含め報告する。
- b) 2019年度および2020年度に指摘された事項に関する取り組み（特に人材確保等）については、執行側での検討や解決策案の提示を待って審議していくことを確認しました。
- c) その他の事項として、資料の配付タイミングの早期化や、資本市場の考え方に関する取締役会へのフィードバック等の実施について確認しました。

③ 今後の対応

取締役会は、上記事項について今後継続的に取り組むことにより実効性をさらに高めていくことを確認しました。

(5) 監査役監査および監査役会の実効性についての分析・評価とその結果

① 監査役（会）実効性評価の目的等

当社では、監査役は、経営の健全性の確保および当社グループの企業価値の向上を図るため、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員の職務の執行等を監査しております。この監査役監査および監査役会の実効性の確認・向上のため、実効性評価の取り組みを開始することとしました。

初年度である2021年度は、監査役監査および監査役会の活動を振り返り、改善すべき課題や対応策を検討し、次年度監査計画や日々の監査活動に反映することとしました。

② 評価プロセスおよび評価方法

実効性評価のプロセスでは、独立・客観的な立場から評価を実施するために第三者機関である有限責任監査法人トーマツに分析・評価に係る助言を依頼し、その結果を踏まえて監査役会で議論し、自己評価を実施しました。

具体的な評価方法としては、まず第三者機関が監査役監査および監査役会に係る関連資料について確認を行ったうえで全監査役（常勤2名、社外2名）への個別インタビューを実施しました。監査役は、個別インタビュー結果を踏まえた第三者機関の助言を参考に実効性に関する評価を行うとともに監査活動等について広く意見交換を実施しました。

③ 評価結果の概要

監査役会における議論の結果、監査役監査および監査役会の活動について次の点を確認し、監査役監査および監査役会は有効に機能し、十分に実効性を有していると評価しました。

- ・ 監査役は、取締役会への出席、監査役会における監査役間の協議、監査役監査の活動を通じて、妥当性の観点も踏まえ監査し、必要な意見表明を実施している。
- ・ 監査役は、社外監査役も含めて、経営会議、執行役員会議、CSR委員会（現サステナビリティ委員会）、内部統制委員会その他の重要会議または委員会に出席し、取締役や執行役員の業務執行状況や内部統制システムの整備・運用が適切に実行されているか確認している。また、監査役は重要会議等においてそれぞれの経験・知見に基づき積極的に発言している。
- ・ 代表取締役をはじめとする執行側へのヒアリングを継続的に実施し、経営層との活発な意見交換ができる雰囲気醸成されており、監査役監査を通じて得た情報や所感を踏まえ、必要に応じて提言を行っている。
- ・ 関係会社を含めた各拠点への往査は、常勤の監査役と社外監査役の2名で実施し（2021年度は22拠点実施）、往査を通じて業務執行状況や内部統制システムの整備・運用が適切に実行されているか自らの目で確認し、必要な助言を行っている。
- ・ 監査役会では、常勤の監査役が重要な決裁書類等の閲覧や関係部門からの報告等を通じて収集した情報、監査活動の結果を社外監査役に共有し、監査役間で協議している。

④ 今後の対応

実効性評価のプロセスで確認された課題については、引き続き検討を行い、適宜、次年度の監査計画や監査活動に反映することにより改善に努めていくことを確認しました。今後とも監査活動の実効性の向上を図ることにより、当社グループの経営基盤の強化および企業価値の向上に貢献すべく努めてまいります。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の当社グループの業績は、銅およびニッケルの価格が前期を上回ったこと、ならびに車載用電池向け電池材料および粉体材料の増販などにより、連結売上高は前期に比べて増加しました。連結税引前当期利益は、増収および持分法による投資損益が好転したことのほか、シエラゴルド銅鉱山（チリ）に係る全持分を譲渡したことなどにより、前期に比べて増加しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、連結税引前当期利益が増加したことなどにより、前期に比べて増加しました。

当期の経済環境等は以下のとおりです。

世界経済の概況

変異を続ける新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化したものの、ワクチン接種の進展などにより欧米諸国等を中心に回復基調で推移しました。しかし、2022年2月下旬に起きたロシアによるウクライナ侵攻により欧州を中心にエネルギー供給等に不確実性が増し、経済成長の減速懸念が強まりました。

当社グループを取り巻く環境

非鉄金属業界	銅価格は前期から当期期初まで価格上昇が持続し、その後は高水準で推移 ニッケル価格は上昇基調で推移 金価格は期中は一定水準で推移し、期末にかけて上昇基調に変化
材料関連業界	車載用電池向け電池材料の需要は拡大基調で推移 電子部品向け部材の需要は自動車の電装化の進展や第5世代移動通信システム（5G）の増設および景気の回復基調などにより概ね堅調に推移

※期中米ドル平均レート 当期：1ドル=112.39円 前期：1ドル=106.07円

連結売上高



1兆2,590億91百万円

前期比36.0%増

連結税引前当期利益



3,574億34百万円

前期比189.7%増

親会社の所有者に
帰属する当期利益



2,810億37百万円

前期比197.1%増



セロ・ベルデ銅鉱山（ペルー）

資源セグメント

売上高

1,573億15百万円 前期比 23.8%増

セグメント利益

2,085億48百万円 前期比230.5%増

主要な事業内容 国内外における非鉄金属資源の探査、開発、生産および販売を行っています。

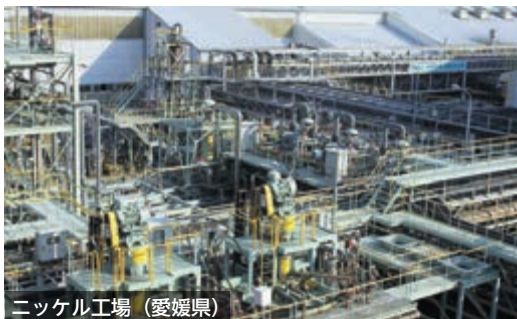
菱刈鉱山（鹿児島県）は、計画どおり順調な生産を継続しました。同鉱山では、安定生産およびマインライフ延長に向けた取り組みを継続しました。

モレンシー銅鉱山（米国）は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ一部の鉱石粉碎装置の操業度低下策を実施したことなどにより生産量は前期を下回り、セロ・ベルデ銅鉱山（ペルー）の生産量は、同感染症の拡大に伴い一時的に保安操業を実施した前期を上回りました。

シエラゴルダ銅鉱山（チリ）については、2022年2月に全持分を譲渡しました。

セグメント利益は、同感染症の拡大による影響があったものの、銅価格が前期に比べ高水準で推移したことに加え、シエラゴルダ銅鉱山（チリ）に係る全持分を譲渡したことなどにより前期を上回りました。

（注）セロ・ベルデ鉱山社は持分法を適用した関連会社のため、売上高に含まれていませんが、セグメント利益には含まれています。なお、シエラゴルダ鉱山社については2022年2月22日に全持分を譲渡していますが、2021年10月の譲渡契約の締結により売却目的で保有する資産に振り替えるまでは同様の処理をしています。



ニッケル工場（愛媛県）

製錬セグメント

売上高

9,423億41百万円 前期比 35.8%増

セグメント利益

1,147億53百万円 前期比116.4%増

主要な事業内容 銅、ニッケル、フェロニッケル、金、銀等の製錬および販売を行っています。

電気銅の生産量は、銅の製錬を行っている東予工場（愛媛県）において定期炉修工事を実施したことなどにより前期を下回り、販売量も前期を下回りました。

ニッケルの中間原料を製造しているコーラルベイニッケル社（フィリピン）は、新型コロナウイルス感染症の影響により操業度を一時的に低下させたことなどから生産量は前期を下回りました。同じくニッケルの中間原料を製造しているタガニートHPALニッケル社（フィリピン）は、設備トラブルや台風による影響などにより生産量は前期を下回りました。電気ニッケルの生産量および販売量は、原料不足などにより前期を下回りました。

セグメント利益は、非鉄金属価格が上昇したことなどにより、前期を上回りました。



近赤外線吸収材料

材料セグメント

売上高

2,779億62百万円 前期比 31.4%増

セグメント利益

276億25百万円 前期比163.6%増

主要な事業内容 電池材料ならびに粉体材料および結晶材料などの機能性材料の製造および販売を行っています。

車載用電池向け電池材料は、一時的に需要が低迷した前期と比べて、脱炭素化を背景にして自動車の電動化の流れが加速していることに伴い、需要の拡大基調が続いたことにより、販売量は前期を上回りました。

粉体材料は、自動車の電装化の進展および第5世代移動通信システム（5G）の増設などを背景に好調な需要が持続したことにより、販売量は前期を上回りました。

セグメント利益は、需要が増加している電池材料および粉体材料の増収などにより、前期を上回りました。

- ◎ 各セグメントの売上高、利益には、セグメント間の取引が含まれています。
- ◎ 連結売上高の数値は、セグメント間の取引を消去した外部売上高の合計です。
- ◎ 当期より、各セグメントの業績をより適切に評価するため、一般管理費および金融収益の配賦方法を変更しています。前期比増減率は前期も当期と同じ配賦方法に基づいて算定した場合の売上高およびセグメント利益との比較を記載していません。

(2) セグメント別の販売、生産の状況

① セグメント別販売実績

報告セグメント等	前期 (2020年度)		当期 (2021年度)	
	百万円	%	百万円	%
資源	127,042	13.7	157,315	12.5
製錬	693,758	74.9	942,341	74.8
材料	211,533	22.8	277,962	22.1
その他	9,703	1.0	9,843	0.8
調整額	△115,914	△12.4	△128,370	△10.2
計	926,122	100.0	1,259,091	100.0

(注) セグメント間の販売額を各セグメントの販売実績額に含めて表示し、調整額で消去しています。

② 主要製品生産量 (当社)

製品	単位	前期 (2020年度)	当期 (2021年度)	対前期 増 減	報告セグメント
銅	t	442,626	418,847	△5.4	製錬
金	kg	17,170	16,662	△3.0	//
電気ニッケル	t	55,861	52,450	△6.1	//
フェロニッケル	t	13,023	12,330	△5.3	//
金銀鋳	t	147,517	137,358	△6.9	資源

(注) 1. 生産量には、受委託分を含めて表示しています。
2. フェロニッケルは、ニッケル換算量により表示しています。

(3) 資金調達および設備投資の状況

① 資金調達の状況

当期は、第29回および第30回普通社債の償還をするとともに第33回普通社債の発行および銀行借入により資金調達を行いました。当期末借入金残高（社債および転換社債型新株予約権付社債を含む。）は前期に比べ291億95百万円減少し、3,312億32百万円となりました。

② 設備投資の状況

当期は、総額645億39百万円の設備投資を実施しました。当期に実施した設備投資は、資源セグメントにおけるコテ金開発プロジェクト（カナダ）の建設および菱刈鉱山下部鉱体開発ならびに材料セグメントにおける二次電池用正極材の増強投資などです。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2022年2月22日をもって、SMM-SG Holding Inversiones SpA（エス・エム・エム エスジー ホールディング インベルシオネス社）の出資持分およびSMM Sierra Gorda Inversiones Limitada（エス・エム・エム シエラゴルダ インベルシオネス社）とSierra Gorda SCM（シエラゴルダ鉱山社）の間接出資持分ならびにSMM Holland B.V.（エス・エム・エム オランダ社）の株式について、それらのすべてを、オーストラリアのSouth32 Limitedに同社の子会社を通じて譲渡しました。これにより、当社はシエラゴルダ銅鉱山（チリ）に係る全持分を同社に譲渡しました。

(5) 対処すべき課題および今後の見通し

世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応した各国の金融・財政政策やワクチン接種の進展などを受け、一定の拡大が見込まれているものの、同感染症の再拡大やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などの影響により急速に悪化する可能性があります。

当社グループを取り巻く事業環境は、非鉄金属業界において銅・ニッケルともに2022年度の需給はほぼ均衡または若干の供給余剰と見込まれております。主要非鉄金属価格は、長期的な需要拡大を見込んだ資金の市場への流入に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻の影響によるサプライチェーンの分断や供給制約への不安から高水準で推移していますが、今後、急落するリスクも想定されます。材料事業の関連業界においては、加速する脱炭素化への取り組みや第5世代移動通信システム（5G）およびデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応により継続的な需要拡大が見込まれるものの、自動車向け半導体不足の影響なども顕在化しており、予断を許さない状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは、2022年2月に発表した2022年度から2024年度を対象とする「2021年中期経営計画」を着実に実行し、「世界の非鉄リーダー」を目指す長期ビジョンに向けて、各事業の成長戦略を精力的に推進していきます。

〈長期ビジョン〉

「世界の非鉄リーダー」を目指す

〈ターゲット〉

ニッケル 年間生産量15万 t

銅 権益分年間生産量30万 t

金 優良権益獲得による鉱山オペレーションへの新規参画

材料 ポートフォリオ経営による税引前当期利益250億円/年の実現

親会社の所有者に帰属する当期利益 1,500億円/年

〈2030年のありたい姿〉

当社は、新たな社会課題と当社グループの事業課題を念頭に置き、長期ビジョンの実現に向けたマイルストーンとして「2030年のありたい姿」を策定しています。同じ目標年である「SDGs」とも関連を整理し、<SDGsゴール12「つくる責任 つかう責任」>を最重要ゴールと決めました。

「2030年のありたい姿」の実現に向けた取り組みにより、事業を通じて社会課題の解決を図り、持続的な成長と企業価値の最大化に努めます。

〈2021年中期経営計画〉

2018年中期経営計画で「世界の非鉄リーダー」を目指すという長期ビジョンに向け、大型プロジェクトを中心とする資源・製錬・材料のコアビジネスの事業基盤強化などを通じて、持続的な成長と企業価値の向上を図ってきました。2021年中期経営計画では、「変革への新たな挑戦」をテーマに、長期ビジョン・ターゲットに向けて引き続き邁進するとともに、加速するカーボンニュートラルの動きやデジタルトランスフォーメーション（DX）などの社会環境変化に的確に対応するべく、主要戦略として「企業価値拡大ー大型プロジェクトの推進」「コアビジネスの持続可能性向上」「社会環境変化への適応」「経営基盤強化」の「4つの挑戦」に果敢に取り組むことで変革を遂げてまいります。

4つの挑戦

挑戦1. 企業価値拡大ー大型プロジェクトの推進	挑戦2. コアビジネスの持続可能性向上
<ul style="list-style-type: none"> ・電池材料（正極材）の生産能力増強 ・ポマラ・プロジェクト（※） ・ケブラダ・ブランカ2（QB2）プロジェクト ・コテ金開発プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・3事業連携（ニッケル電池）のバリューチェーン強化 ・菱刈鉱山のサステナビリティ重視の操業への転換 ・銅製錬事業の競争力強化 ・機能性材料事業の拡大戦略
挑戦3. 社会環境変化への適応	挑戦4. 経営基盤強化
<ul style="list-style-type: none"> ・GHG（温室効果ガス）排出量削減 ・カーボンニュートラルに貢献する製品・新技術・プロセスの開発推進 ・DXへの対応 ・人材確保・育成・活用への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全への取り組みの強化 ・サステナビリティ施策の推進加速 ・コーポレートガバナンス

（※）ポマラ・プロジェクトは、当社としては検討を中止することとしましたが、引き続きニッケル鉱源の確保に向けて取り組みます。

〈挑戦1. 企業価値拡大ー大型プロジェクトの推進〉

資源事業では、銅についてケブラダ・ブランカ銅鉱山フェーズ2開発（QB2）プロジェクト（チリ）に取り組み、2024年度に年間7万t（当社権益分）の生産を計画しております。その結果、当社全体の権益分年間生産量は27万tを見込んでいます。また、コテ金開発プロジェクト（カナダ）を推進し、2023年に生産を開始する見込みです。

製錬事業では、ポマラ・プロジェクト（インドネシア）の事業化検討を2022年4月に中止しましたが、引き続きニッケル鉱源の確保に向けて取り組みます。

材料事業では、自動車の電動化の進展に伴う車載用二次電池の需要拡大に対応するため、二次電池用正極材であるニッケル酸リチウム（NCA）の生産能力の増強を図ります。新工場設立や設備増強などにより、2027年中期経営計画期間（2028年度から2030年度）に月産1万5千t体制の構築を図ります。

<挑戦2. コアビジネスの持続可能性向上>

ニッケル資源確保から電池材料につなげる3事業連携によるバリューチェーン強化を図るほか、各セグメントにおいてそれぞれ施策を講じます。

<挑戦3. 社会環境変化への適応>

以下の事項に取り組み、社会環境変化への適応を図ります。

加速するカーボンニュートラルの動きに対応するべく、「2050年までにGHG排出量ネットゼロ」に向けた計画を策定し、推進体制を確立します。世界の非鉄金属企業等で構成する国際団体であるICMM (International Council on Mining & Metals) のコミットメントに沿った実行や社内カーボンプライシング制度の拡大運用、カーボンクレジットの活用を検討などを行います。また、2021年中期経営計画期間中にGHG排出量削減に向けた設備投資や試験研究投資として、総額120億円の投資を計画しています。GHG排出量を直接削減するための製品、新技術やプロセスの開発を推進するほか、電池リサイクルなど新事業によるカーボンフットプリントの削減への貢献を図ります。

DXへの対応としては、DX推進部門を立ち上げ、全社的なDX加速のための基盤を整備するために、2021年中期経営計画期間中に総額150億円の投資等を計画しています。

また、人材確保、育成、活用のための取り組みを推進し、人材への積極的な投資を実施します。

<挑戦4. 経営基盤強化>

「重篤災害」（休業3か月以上）の防止に重点を置き、加えて「繰り返し災害」の防止に注力した取り組みを実施します。また、「2030年のありたい姿」の達成に向け、社会的要請に的確に対応するため、サステナビリティ委員会を中核とした組織を整備し、サステナビリティ施策を推進します。

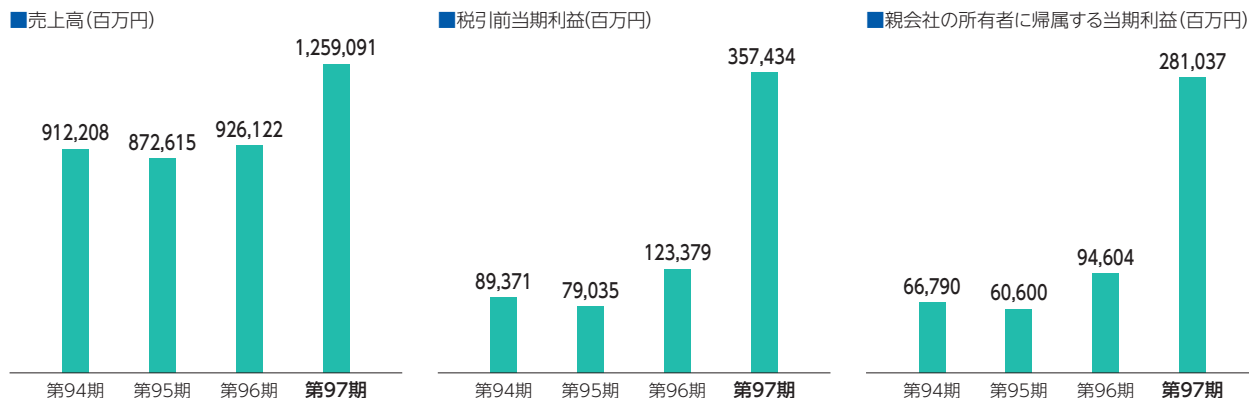
株式会社ジェー・シー・オーは、施設の維持管理および低レベル放射性廃棄物の保管管理のほか、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めております。当社は、同社がこれらに万全の態勢で取り組むことができるよう今後も支援を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および利益の状況の推移 国際会計基準 (IFRS)

区 分	第94期 2018年度	第95期 2019年度	第96期 2020年度	第97期 2021年度
売上高 (百万円)	912,208	872,615	926,122	1,259,091
税引前当期利益 (百万円)	89,371	79,035	123,379	357,434
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	66,790	60,600	94,604	281,037
基本的1株当たり当期利益 (円)	243.06	220.54	344.29	1,022.80
資産合計 (百万円)	1,797,701	1,719,690	1,885,999	2,268,756
資本合計 (百万円)	1,151,280	1,110,860	1,222,983	1,557,418

<ご参考>



(7) 主要な事業内容等（2022年3月31日現在）

報告セグメント等	主要製品等
資源	金銀鉱、銅精鉱、銅、金、地質調査、土木工事など
製錬	金、銀、銅、ニッケル、フェロニッケル、化成品など
材料	電池材料（水酸化ニッケル、ニッケル酸リチウムなど）、粉体材料（ペースト、ニッケル粉、磁性材料、薄膜材料など）、結晶材料（タンタル酸リチウム基板など）、パッケージ材料（テープ材料、プリント配線板など）、電子部品（コネクタなど）、ALC製品（シポレックス）など
その他	環境保全設備・装置、不動産事業など

(8) 主要な営業所および工場等（2022年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区新橋5丁目11番3号
支社・支店等	大阪支社、名古屋支店、別子事業所（愛媛県新居浜市）
工場等	東予工場（愛媛県西条市）、ニッケル工場（愛媛県新居浜市）、播磨事業所（兵庫県加古郡播磨町）、青梅事業所（東京都青梅市）、磯浦工場（愛媛県新居浜市）
鉱山	菱刈鉱山（鹿児島県伊佐市）
研究所	新居浜研究所（愛媛県新居浜市）、電池研究所（愛媛県新居浜市）、材料研究所（東京都青梅市）、市川研究センター（千葉県市川市）

② 子会社

名称	所在地
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	シアトル事務所：米国
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	モレンシー銅鉱山：米国
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	モレンシー銅鉱山：米国
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	ノースパークス銅鉱山：オーストラリア
株式会社日向製錬所	本社工場：宮崎県日向市
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	本社工場：フィリピン
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	本社工場：フィリピン
大口電子株式会社	本社工場：鹿児島県伊佐市
株式会社伸光製作所	本社工場：長野県上伊那郡箕輪町 伊那工場：長野県伊那市
住友金属鉱山シボレックス株式会社	本社：東京都港区 栃木工場：栃木県那須郡那珂川町 三重工場：三重県亀山市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

報告セグメント等	従業員数		臨時従業員数	
	当期末	対前期末増減	当期	対前期末増減
資源	名 385	名 11	名 59	名 △3
製錬	2,607	51	85	△11
材料	2,808	44	339	△5
その他	538	△15	119	18
本社その他 (当社)	864	39	124	5
計	7,202	130	726	4

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

② 当社の従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数	臨時従業員数	
当期末	対前期末増減			当期	対前期末増減
名 2,565	名 132	歳 42.3	年 18.9	名 272	名 1

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

(10) 重要な子会社および関連会社等の状況

① 子会社

名 称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	米ドル 600	100.0	探鉱調査、南北アメリカ等の 資源事業統括
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	米ドル 800	80.0 (80.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	米ドル 10,000	100.0 (100.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	千豪ドル 43,000	100.0 (89.0)	銅精鉱の生産、販売および 非鉄鉱物資源の探鉱調査
株式会社日向製錬所	百万円 1,080	60.0	フェロニッケルの製造
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	千フィリピンペソ 587,500	90.0	ニッケル原料の製造、販売
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	千フィリピンペソ 4,095,000	75.0	ニッケル原料の製造、販売
大口電子株式会社	百万円 1,000	100.0	機能性材料の製造
株式会社伸光製作所	百万円 738	100.0	プリント配線板の製造、販売
住友金属鉱山シポレックス株式会社	百万円 5,000	100.0	ALC製品(シポレックス)の 製造、販売
株式会社ジェー・シー・オー	百万円 10	100.0	—

- (注) 1. 議決権比率欄 () 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。
 2. 住友金属鉱山アメリカ社への当社の出資額は、113億58百万円です。
 3. コーラルベイニッケル社への当社の出資額は、284億93百万円です。
 4. タガニートHPALニッケル社への当社の出資額は、280億32百万円です。
 5. 株式会社ジェー・シー・オーは、施設の維持管理および低レベル放射性廃棄物の保管管理のほか、施設の
 廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めております。

② 関連会社等

名称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Compania Contractual Minera Candelaria (カンデラリア鉱山社)	千米ドル 105,860	20.0 (20.0)	銅精鉱の生産、販売
Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A. (セロ・ベルデ鉱山社)	千米ドル 990,659	21.0 (21.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
Quebrada Blanca Holdings SpA (ケブラダ・ブランカ ホールディングス社)	千米ドル 1,301,579	33.3 (33.3)	ケブラダ・ブランカ銅鉱山 (チリ)の権益保有
三井住友金属鉱山伸銅株式会社	百万円 4,250	50.0	伸銅品の製造、販売
FIGESBAL SA (フィゲスバル社)	千太平洋フラン 543,213	25.5 (0.0)	ニッケル鉱石の採鉱および 小売卸売業
Nickel Asia Corporation (ニッケルアジア社)	千フィリピンペソ 6,849,836	26.5 (26.5)	ニッケル鉱山業
エヌ・イー ケムキャット株式会社	百万円 3,424	50.0	貴金属触媒等の製造、販売

(注) 議決権比率欄 () 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。

当期において、シエラゴルダ鉱山社は同社の全持分を保有していたエス・エム・エム シエラゴルダ インベルシオネス社の譲渡が完了したことに伴い、持分法適用の範囲から除いております。

なお、連結子会社は上記の重要な子会社11社を含む52社であり、持分法適用会社は上記の重要な関連会社等7社を含む13社であります。

(11) 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

借入会社	借入先名	借入金残高
当社	シンジケートローン	百万円 88,515
	株式会社国際協力銀行	28,154
	株式会社三井住友銀行	9,620
	農林中央金庫	8,818
	三井住友信託銀行株式会社	4,140
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	株式会社国際協力銀行	19,595
	株式会社三菱UFJ銀行	9,142
	株式会社みずほ銀行	8,530
	株式会社三井住友銀行	6,121
	三井物産株式会社	196
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	株式会社国際協力銀行	58,831

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事、三井住友信託銀行株式会社を共同主幹事とする協調融資および株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資によるものです。

2 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株
 (2) 発行済株式総数 290,814,015株
 (3) 株主数 46,283名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	49,394,700	17.98
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	19,479,500	7.09
トヨタ自動車株式会社	11,058,000	4.02
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,701,815	1.71
住友不動産株式会社	3,745,055	1.36
住友生命保険相互会社	3,737,000	1.36
J P モルガン証券株式会社	3,511,002	1.28
住友商事株式会社	3,500,000	1.27
S M B C 日興証券株式会社	3,412,859	1.24
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	3,128,700	1.14

- (注) 1. 当社は、自己株式16,044,559株を保有しています。
 2. 持株比率は、自己株式を控除した発行済株式総数により算出しています。

3 新株予約権等に関する事項（その他新株予約権等に関する重要な事項）

2018年2月27日開催の取締役会の決議に基づき、同年3月15日（ロンドン時間）付で発行した社債額面総額300億円のユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）に付された本新株予約権の概要は、以下のとおりです（2022年3月31日現在）。

名称	住友金属鉱山株式会社2023年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	7,766円
新株予約権の行使に際して出資される 財産の内容およびその価額	本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその額面金額と 同額とする。
新株予約権の行使期間	2018年4月2日から2023年3月1日まで（行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使条件	① 各本新株予約権の一部行使はできない。 ② 2022年12月15日までは、本新株予約権付社債権者は、 ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、 当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用 のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半 期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行 使することができる。ただし、当社の長期発行体格付が BBB-以下である期間等一定の期間においては、上記の行使 条件が適用されない。

4 役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	重要な兼職の状況
* 取締役会長	中里 佳明	
* 取締役社長	野崎 明	
取締役	松本 伸弘	PT Vale Indonesia Tbk, Commissioner
取締役	肥後 亨	Teck Resources Limited, Director
取締役	金山 貴博	
☆☆ 取締役	中野 和久	
☆☆ 取締役	石井 妙子	太田・石井法律事務所弁護士 日本電気株式会社社外監査役 株式会社DTS社外監査役 大日本印刷株式会社社外監査役 (2021年6月29日就任) 株式会社ふるさとサービス社外監査役
☆☆ 取締役	木下 学	日本電気株式会社シニアオフィサー (2021年6月30日退任) アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役
常任監査役(常勤)	中山 靖之	
監査役(常勤)	今井 浩二	
★☆☆ 監査役	吉田 亙	
★☆☆ 監査役	若松 昭司	若松公認会計士事務所公認会計士・税理士 三井住建道路株式会社社外監査役

- (注) 1. *印は、代表取締役です。
 2. ☆印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 3. ★印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 4. ※印は、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ている役員です。
 5. 常任監査役(常勤)猪野和志氏および監査役山田雄一氏は、2021年6月25日に監査役を辞任しました。
 6. 監査役若松昭司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 7. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
 8. 取締役肥後亨氏は、2022年4月27日付でTeck Resources Limited, Directorを退任しました。
 9. 取締役松本伸弘氏が当社との間で締結している補償契約の概要については、13頁をご参照ください。
 10. 取締役肥後亨氏が当社との間で締結している補償契約の概要については、12頁をご参照ください。

(2) 執行役員の氏名等（2022年3月31日現在）

当社では、執行役員が業務執行にあたる執行役員制度をとっています。執行役員の氏名、地位および担当は、以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
* 社長	野 崎 明	
常務執行役員	水 野 文 雄	工務本部長
常務執行役員	貝 掛 敦	安全環境部長、品質保証部担当
* 常務執行役員	松 本 伸 弘	金属事業本部長
常務執行役員	阿 部 功	電池材料事業本部長
* 常務執行役員	肥 後 亨	経営企画部長、法務部・監査部担当
* 常務執行役員	金 山 貴 博	人事部長、総務部・広報IR部・CSR部・人材開発部・大阪支社担当
常務執行役員	佐 藤 涼 一	資源事業本部長
執行役員	滝 澤 和 紀	機能性材料事業本部長
執行役員	吉 田 浩	機能性材料事業本部副本部長
執行役員	大 久 保 仁 史	工務本部副本部長
執行役員	坂 本 孝 司	電池材料事業本部副本部長
執行役員	小 笠 原 修 一	技術本部長
執行役員	大 場 浩 正	別子事業所長
執行役員	田 中 勝 也	電池材料事業本部副本部長
執行役員	竹 林 優	金属事業本部副本部長
執行役員	福 田 英 一	資源事業本部副本部長
執行役員	宮 本 邦 彦	経理部長、秘書室・資材部・情報システム部担当
執行役員	岡 本 秀 征	技術本部副本部長

- (注) 1. *印の各氏は、取締役を兼務しています。
 2. 2022年4月1日付で執行役員の担当が次のとおり変更になっております。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	金 山 貴 博	人事部長、総務部・広報IR部・サステナビリティ推進部・大阪支社担当

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役中野和久氏、石井妙子氏および木下学氏ならびに社外監査役吉田亙氏および若松昭司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

① 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役および執行役員ならびに当社の全ての連結子会社（52社）の全ての取締役および監査役。

② 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすること、および被保険者1名につき20万円または一連の請求につき100万円の免責額を設け上記の額に至らない損害については填補の対象としないこととすることなどにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

(5) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況は以下のとおりです。

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	中野和久	当期開催の取締役会18回（定時12回、臨時6回）のうち、定時11回、臨時6回に出席しました。経営者としての経験を背景に、天然資源関連事業における社外関係者との関係の在り方、中期経営計画の策定に関する考え方等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員長として、当期開催のガバナンス委員会4回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。
社外取締役	石井妙子	当期開催の取締役会18回（定時12回、臨時6回）の全てに出席しました。弁護士としての経験を背景に、人事制度やコンプライアンス、ハラスメントの防止および内部通報制度等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員として、当期開催のガバナンス委員会4回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。
社外取締役	木下学	当期開催の取締役会18回（定時12回、臨時6回）の全てに出席しました。経営者としての経験を背景に、事業計画策定の考え方、DX対応および情報システムの在り方等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員として、当期開催のガバナンス委員会4回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役	吉田 亙	<p>当期開催の取締役会18回（定時12回、臨時6回）の全てに出席し、また当期開催の監査役会16回の全てに出席しました。常勤の監査役と十分な連携を行いながら、金融機関における豊富な経験と会社経営に関する知見に基づき、実効的な監査を行っています。また、グループ会社を含む国内の各拠点に往査に赴くほか、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性および妥当性を踏まえ、資源の大型プロジェクトの税務課題や、投資の判断基準等について意見を表明しています。</p>
社外監査役	若松 昭司	<p>監査役就任後、当期開催の取締役会14回（定時9回、臨時5回）の全てに出席し、また当期開催の監査役会11回の全てに出席しました。常勤の監査役と十分な連携を行いながら、公認会計士としての専門知識と経験に基づき、実効的な監査を行っています。また、グループ会社を含む国内の各拠点に往査に赴くほか、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性および妥当性を踏まえ、会計上の課題や、社外監査役から見た取締役会における説明の在り方等について意見を表明しています。</p>

5 役員報酬に関する事項

(1) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	基本報酬等			役員員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	515百万円	208百万円	307百万円	—	6名
監査役(社外監査役を除く)	66百万円	66百万円	—	—	3名
社外取締役	42百万円	42百万円	—	—	3名
社外監査役	24百万円	24百万円	—	—	3名

- (注) 1. 上記の取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、第97期定時株主総会において決議いただく予定の取締役賞与243百万円を含んでいます。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役1名に対する使用人分給与として8百万円を支給しています。

(2) 株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において、月額40百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいています。当該定めに係る取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において、月額9百万円以内と決議いただいています。当該定めに係る監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

① 方針の決定方法

当社は、会社法の規定により2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(以下「報酬決定方針」といいます。)を決議しています。当該取締役会の決議に先立ち、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役3名からなるガバナンス委員会の助言を得ています。

② 方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ならびに経営基盤の強化、維持に資するインセンティブとして十分機能するよう、当社の事業構造を踏まえ、中長期の目標達成のためにモチベーションが上がるよう設計した、業績と連動した報酬制度とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、公平性を期すために、あらかじめ決められた計算式に則って報酬額を導き出すこととしており、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬および賞与とする。基本報酬は、固定報酬（業績連動報酬等および非金銭報酬等のいずれでもないもの）および業績連動報酬等により構成し、賞与は業績連動報酬等とする。社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし賞与は支給しない。

基本報酬は、個人ごとの年額を算出し月割りで毎月支給し、賞与は、定時株主総会で承認を得た後に年1回支給する。

b. 基本報酬について

a) 取締役社長の報酬等の決定に関する方針

取締役社長の基本報酬は、固定報酬および業績連動報酬等により構成する。

固定報酬の額は、国内同業企業および当社と同規模の国内製造業企業の報酬水準を参考に具体的な基準額を設定し、従業員の賃金動向を踏まえ毎年一定の修正を図る。

業績連動報酬等は、企業経営の評価という意味合いで前年度の親会社の所有者に帰属する当期利益および安全成績の目標値に対する達成度合いに応じて算定された額を支給する。

b) 取締役会長の報酬等の決定に関する方針

取締役会長の基本報酬は、取締役社長の基本報酬を基準額として、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

c) 社外取締役の報酬等の決定に関する方針

社外取締役の基本報酬は、取締役社長の基本報酬を基準額として、職位別係数を乗じた額とする。

d) 役付執行役員（副社長、専務執行役員および常務執行役員）を兼務する取締役の報酬等の決定に関する方針

役付執行役員を兼務する取締役の基本報酬は、取締役社長の基本報酬を基準額として、職責、部門業績および個人別業績評価等を反映して支給額を決定する。

また、副社長または専務執行役員を兼務する代表取締役および常務執行役員を兼務する取締役には、上記の基本報酬に加え、職責等を勘案のうえ、あらかじめ定められた固定報酬を加算して支給する。

e) 執行役員（役付執行役員を除く）を兼務する取締役の報酬等の決定に関する方針

執行役員を兼務する取締役の基本報酬は、その全額を職責等を勘案のうえ、あらかじめ定められた固定報酬とする。ただし、別に執行役員としての基本報酬を使用人分給与として支給する。

c. 賞与について

取締役賞与は、社外取締役を除く取締役に支給するものとし、当該期の業績について取締役に対して報いるものとして、親会社の所有者に帰属する当期利益が一定の額以上となった場合には、当該期にかかる定時株主総会に提案して審議する。

取締役社長の賞与額は、当該期の親会社の所有者に帰属する当期利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定し、これを基準額とする。取締役会長および執行役員を兼務する取締役の賞与額は、上記b.の基本報酬と同様に、取締役社長の基準額に職位別係数を乗じること等によって算定し、その総額とする。

個人別の具体的な支給額は、各取締役の個人別業績評価を反映して決定する。

d. 固定報酬と業績連動報酬等に関わる割合の決定方針について

各取締役における固定報酬と業績連動報酬等の割合は、上記各報酬の算定方法に従って決定されるが、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役で構成するガバナンス委員会に諮問し、助言を得たうえで、報酬全体として企業価値向上のための適切なインセンティブとなるように決定する。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益が定められた水準に満たない場合は、賞与を支給しないこととなる。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の基本報酬および賞与の額の決定とする。具体的な手続としては、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が各取締役の具体的な報酬額を、ガバナンス委員会に諮問し、助言を得たうえで決定する。決定に際しては、秘書室が稟議書を作成し代表取締役社長が決裁する。

結果については、ガバナンス委員会の委員である取締役会長が確認し、また監査役も確認する。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、取締役の個人別の基本報酬および賞与の額は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、ガバナンス委員会の助言を受け決定しています。

ガバナンス委員会は、基本報酬および賞与の額ならびに具体的金額の決定方法について代表取締役社長より説明を受け、その内容を踏まえた検討を行った結果、当該報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると確認しました。

取締役会は、ガバナンス委員会による助言の概要および報酬等の内容が、報酬決定方針に沿うものであることの確認結果の報告を受け、本報告を踏まえ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しています。

(4) 業績連動報酬等に関する事項

① 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容および選定の理由

業績指標は、「連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）」、「部門業績（効率性（基本報酬はROA（総資産利益率）、賞与はROCE（使用資本利益率））、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益）」、「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」および「安全成績（労働災害の件数）」等を採用しています。

当該指標を選定した理由は、連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）については、企業経営の評価指標としており長期ビジョンにおいて会社が到達すべき利益目標としているためです。部門業績については、効率性、キャッシュ・フローおよび利益

の絶対額という3つの基準でバランスよく評価するためです。中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度については、持続的な企業価値向上の実現のためには、中長期的な視点で着実に計画を遂行していく必要があるためです。安全成績については、鉱山業および製錬業を含む製造業を営む企業として、安全の確保を経営の基本と考えているためです。

② 業績連動報酬等の額または数の算定方法

業績連動報酬等の額は、職位別業績連動報酬等の額に個人別業績反映額を加えて算定します。

a. 職位別業績連動報酬等の額の算定方法

親会社の所有者に帰属する当期利益から取締役社長の業績連動報酬等の額を算定し、これに職位別係数を乗じて各職位別の業績連動報酬等の額を算定します。基本報酬に係る職位別業績連動報酬等の額は、前期の親会社の所有者に帰属する当期利益を用いて算定し、賞与に係る職位別業績連動報酬等の額は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益を用いて算定します。

基本報酬に係る職位別業績連動報酬等の額＝前期の親会社の所有者に帰属する当期利益×職位別係数×業績に連動しない一定の係数

賞与に係る職位別業績連動報酬等の額＝当期の親会社の所有者に帰属する当期利益×職位別係数×業績に連動しない一定の係数

b. 個人別業績反映額の算定方法

取締役社長の基本報酬に係る個人別業績反映額については、前期の「全社業績の公表予想値達成度」および「安全成績の達成度」を4：1として合計点を算出します。合計点からあらかじめ定められた係数表（本表において税引前当期利益を考慮）により90%から160%までの範囲で個人別業績評価係数を定め個人別業績反映額を算定します。

役付執行役員（副社長、専務執行役員および常務執行役員）を兼務する取締役の基本報酬に係る個人別業績反映額については、それぞれ前期の「部門業績の前期比較」、「部門業績の公表予想値達成度」、「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」および「安全成績の達成度」を点数化したうえで、重み付けを「部門業績の前期比較：部門業績の公表予想値達成度：個人目標の到達度：安全成績の達成度＝3：3：4：1」として合計点を算出し、上記と同様に個人別業績反映額を算定します。

取締役社長の賞与に係る個人別業績反映額については、当期の「全社業績の公表予想値達成度」および「安全成績の達成度」を4：1として合計点を算出します。執行役員を兼務する取締役の賞与に係る個人別業績反映額については、当期は、新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、部門業績は公表予想値達成度のみを勘案することとし、それぞれ当期の「部門業績の公表予想値達成度：個人目標の到達度：安全成績の達成度＝6：4：1」として合計点を算出し、上記と同様に個人別業績反映額を算定します。

基本報酬に係る個人別業績反映額＝職位別の基本報酬×業績に連動しない一定の係数×個人別業績評価係数

賞与に係る個人別業績反映額＝職位別の賞与額×業績に連動しない一定の係数×個人別業績評価係数

③ 業績指標の内容および数値

業績指標の内容		2020年度 目標(億円) 2020年8月公表予想値	2020年度 実績 (億円)	達成率(%)
連結業績(親会社の所有者に帰属する当期利益)		320	946	296
連結業績(税引前当期利益)		480	1,234	257
セグメント利益	資源	310	653	211
	製錬	320	558	174
	材料	20	113	565

(注) 1. 当期に係る取締役の業績連動報酬等(基本報酬)は、前期の業績に連動して支給していますので、前期の業績の実績を記載しています。なお、当期に係る取締役賞与は当期の業績に連動して算定しており、第97期定時株主総会において決議いただく予定です。

2. 前期の部門業績の各指標(ROA(総資産利益率)、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益)の達成率の平均は、資源が191%、製錬が210%、材料が1,105%でした。

安全成績(2020年暦年の国内社員の労働災害の件数)の目標は、休業災害が1件以下、全災害が5件以下であり、実績は休業災害が5件、全災害が15件でした。

(5) 報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 野崎明に対し、各取締役の個人別の基本報酬および賞与の額の決定を委任しています。委任した理由は、執行役員を兼務している取締役の個人別の報酬等の額については会社業績および執行役員としての個人別の業績評価に連動させており、当該業績評価のための個人目標の設定およびその到達度の評価を代表取締役社長が各執行役員と面談のうえ行うことから、具体的な報酬額を代表取締役社長が決定することが適すると判断しているためです。また、その他の取締役の個人別の報酬等の額については取締役社長の報酬等の額を基準として定めているためです。

なお、代表取締役社長は、具体的金額の決定に先立ち、ガバナンス委員会において説明し、助言を受けます。そのうえで具体的金額の決定に際しては、秘書室が稟議書を作成し代表取締役社長が決裁しており、また、その結果については、ガバナンス委員会の委員である取締役会長が確認し、また監査役も確認しています。

(6) 監査役の報酬等の額の具体的な決定手続

監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定しています。

6 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	前期（2020年度）		当期（2021年度）	
	監査証明業務に基づく報酬等（百万円）	非監査業務に基づく報酬等（百万円）	監査証明業務に基づく報酬等（百万円）	非監査業務に基づく報酬等（百万円）
当社	181	－	183	26
子会社	18	0	20	0
計	199	0	203	26

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、監査証明業務に基づく報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の職務執行状況等必要な資料を入手したうえで、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積り額の算出根拠などの妥当性を検討し、会計監査人の当社の監査証明業務に基づく報酬等について会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務デュー・デリジェンス等を委託し、報酬（上記(2)①26百万円）を支払っています。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が関係法令に違反した場合、および会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合などには、必要に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の額

229百万円

(6) 当社の会計監査人以外の状況

当社の重要な子会社のうち、住友金属鉱山アメリカ社、住友金属鉱山アリゾナ社、他4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(この事業報告における単位の記載は、単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金および現金同等物	213,977
営業債権およびその他の債権	187,310
その他の金融資産	49,342
棚卸資産	420,136
その他の流動資産	44,354
流動資産合計	915,119
非流動資産	
有形固定資産	507,822
無形資産およびのれん	56,586
投資不動産	3,477
持分法で会計処理されている投資	368,751
その他の金融資産	387,507
繰延税金資産	1,645
その他の非流動資産	27,849
非流動資産合計	1,353,637
資産合計	2,268,756

科目	金額
負債	
流動負債	
営業債務およびその他の債務	206,013
社債および借入金	91,106
その他の金融負債	7,027
未払法人所得税等	24,940
引当金	6,101
その他の流動負債	19,727
流動負債合計	354,914
非流動負債	
社債および借入金	240,126
その他の金融負債	9,579
引当金	25,107
退職給付に係る負債	5,310
繰延税金負債	75,631
その他の非流動負債	671
非流動負債合計	356,424
負債合計	711,338
資本	
資本金	93,242
資本剰余金	90,213
自己株式	△38,056
その他の資本の構成要素	124,304
利益剰余金	1,175,626
親会社の所有者に帰属する 持分合計	1,445,329
非支配持分	112,089
資本合計	1,557,418
負債および資本合計	2,268,756

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,259,091
売上原価	△1,001,297
売上総利益	257,794
販売費および一般管理費	△52,711
金融収益	31,884
金融費用	△2,969
持分法による投資損益	57,537
その他の収益	81,850
その他の費用	△15,951
税引前当期利益	357,434
法人所得税費用	△58,903
当期利益	298,531
当期利益の帰属	
親会社の所有者	281,037
非支配持分	17,494
当期利益	298,531

連結持分変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2021年4月1日時点の残高	93,242	87,604	△38,027	△45,083	△1,987	72,218
当期利益						
その他の包括利益				61,489	1,043	39,737
当期包括利益合計				61,489	1,043	39,737
自己株式の取得			△29			
自己株式の処分		0	0			
配当金						
支配継続子会社に対する持分変動		2,609				
子会社の支配喪失に伴う変動						
利益剰余金への振替						△3,113
所有者との取引額合計	-	2,609	△29	-	-	△3,113
2022年3月31日時点の残高	93,242	90,213	△38,056	16,406	△944	108,842

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計			
	確定給付制度の再測定	合計					
2021年4月1日時点の残高	-	25,148	945,956	1,113,923	109,060	1,222,983	
当期利益			281,037	281,037	17,494	298,531	
その他の包括利益	3,772	106,041		106,041	10,723	116,764	
当期包括利益合計	3,772	106,041	281,037	387,078	28,217	415,295	
自己株式の取得		-		△29		△29	
自己株式の処分		-		0		0	
配当金		-	△58,252	△58,252	△12,053	△70,305	
支配継続子会社に対する持分変動		-		2,609	△13,119	△10,510	
子会社の支配喪失に伴う変動				-	△16	△16	
利益剰余金への振替	△3,772	△6,885	6,885	-	-	-	
所有者との取引額合計	△3,772	△6,885	△51,367	△55,672	△25,188	△80,860	
2022年3月31日時点の残高	-	124,304	1,175,626	1,445,329	112,089	1,557,418	

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	(1,580,324)
流動資産	816,053
現金および預金	199,836
受取手形	2,042
売掛金	125,553
商品および製品	108,730
仕掛品	124,756
原材料および貯蔵品	58,943
前渡金	33,987
前払費用	831
短期貸付金	117,224
未収入金	25,628
その他	24,445
貸倒引当金	△5,922
固定資産	764,271
有形固定資産	126,409
建物	29,112
構築物	24,215
機械および装置	39,392
車両運搬具	295
工具・器具および備品	1,822
鉱業用地	23
一般用地	18,356
建設仮勘定	13,194
無形固定資産	3,002
借地権	84
鉱業権	267
ソフトウェア	1,530
その他	1,121
投資その他の資産	634,860
投資有価証券	233,526
関係会社株式	343,557
出資金	6
関係会社出資金	4,223
長期貸付金	37,262
破産更生債権	3
長期前払費用	682
前払年金費用	10,105
その他	5,693
貸倒引当金	△197
資産合計	1,580,324

科目	金額
(負債の部)	(576,008)
流動負債	329,884
買掛金	74,149
短期借入金	26,690
一年内返済予定の長期借入金	19,288
リース債務	9
未払金	43,064
未払費用	9,864
未払法人税等	17,429
前受金	70
預り金	410
関係会社預り金	116,466
賞与引当金	2,952
役員賞与引当金	243
休炉工事引当金	350
事業再編損失引当金	68
環境対策引当金	19
資産除去債務	53
その他	18,760
固定負債	246,124
社債	30,000
転換社債型新株予約権付社債	30,030
長期借入金	121,553
リース債務	145
繰延税金負債	55,790
退職給付引当金	1,247
金属鉱業等鉱害防止引当金	96
事業再編損失引当金	621
関係会社支援損失引当金	4,920
環境対策引当金	153
資産除去債務	1,047
その他	522
(純資産の部)	(1,004,316)
株主資本	896,706
資本金	93,242
資本剰余金	86,070
資本準備金	86,062
その他資本剰余金	8
利益剰余金	755,450
利益準備金	7,455
その他利益剰余金	747,995
海外投資等損失積立金	22,626
圧縮記帳積立金	3,602
探鉱積立金	9,241
別途積立金	410,000
繰越利益剰余金	302,526
自己株式	△38,056
評価・換算差額等	107,610
その他有価証券評価差額金	107,561
繰延ヘッジ損益	49
負債純資産合計	1,580,324

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,082,341
売上原価	926,370
売上総利益	155,971
販売費および一般管理費	37,010
営業利益	118,961
営業外収益	83,422
受取利息	1,457
受取配当金	57,920
為替差益	11,668
デリバティブ評価益	210
受取保証料	1,431
貸倒引当金戻入額	5,307
その他	5,429
営業外費用	4,403
支払利息	1,409
社債利息	56
原価外償却	4
休廃止鉱山維持費	619
解体撤去費用	1,104
その他	1,211
経常利益	197,980
特別利益	68,441
固定資産売却益	1,364
投資有価証券売却益	4,381
関係会社株式売却益	62,696
特別損失	6,277
固定資産売却損	11
固定資産除却損	195
固定資産圧縮損	156
減損損失	202
投資有価証券売却損	7
投資有価証券評価損	90
関係会社出資金売却損	30
関係会社株式評価損	1,808
関係会社出資金評価損	179
事業再編損失引当金繰入額	423
関係会社支援損	3,176
税引前当期純利益	260,144
法人税、住民税および事業税	26,683
法人税等調整額	1,528
当期純利益	231,933

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					諸積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	93,242	86,062	8	86,070	7,455	442,379	131,976	581,810
会計方針の変更による 累積的影響額							△41	△41
会計方針の変更を反映 した当期首残高	93,242	86,062	8	86,070	7,455	442,379	131,935	581,769
当期変動額								
諸積立金の積立						9,271	△9,271	—
諸積立金の取崩						△6,181	6,181	—
剰余金の配当							△58,252	△58,252
当期純利益							231,933	231,933
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	3,090	170,591	173,681
当期末残高	93,242	86,062	8	86,070	7,455	445,469	302,526	755,450

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△38,027	723,095	80,599	1,235	81,834	804,929
会計方針の変更による 累積的影響額		△41				△41
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△38,027	723,054	80,599	1,235	81,834	804,888
当期変動額						
諸積立金の積立		—				—
諸積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△58,252				△58,252
当期純利益		231,933				231,933
自己株式の取得	△29	△29				△29
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			26,962	△1,186	25,776	25,776
当期変動額合計	△29	173,652	26,962	△1,186	25,776	199,428
当期末残高	△38,056	896,706	107,561	49	107,610	1,004,316

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

住友金属鉱山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	袖川兼輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山高広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加瀬幸広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友金属鉱山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

住友金属鉱山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	袖	川	兼	輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋	山	高	広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加	瀬	幸	広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みとして会社法施行規則第118条第3号に定める事項については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（会社計算規則第131条）について、法令及び企業会計審議会等により公表された基準に準拠し、整備された監査業務の品質管理システムを保持している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては継続的に運用面の充実が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

住友金属鉱山株式会社	監査役会		
常任監査役（常勤）	中山 靖	之	㊟
監査役（常勤）	今井 浩	二	㊟
監査役	吉田 互		㊟
監査役	若松 昭	司	㊟

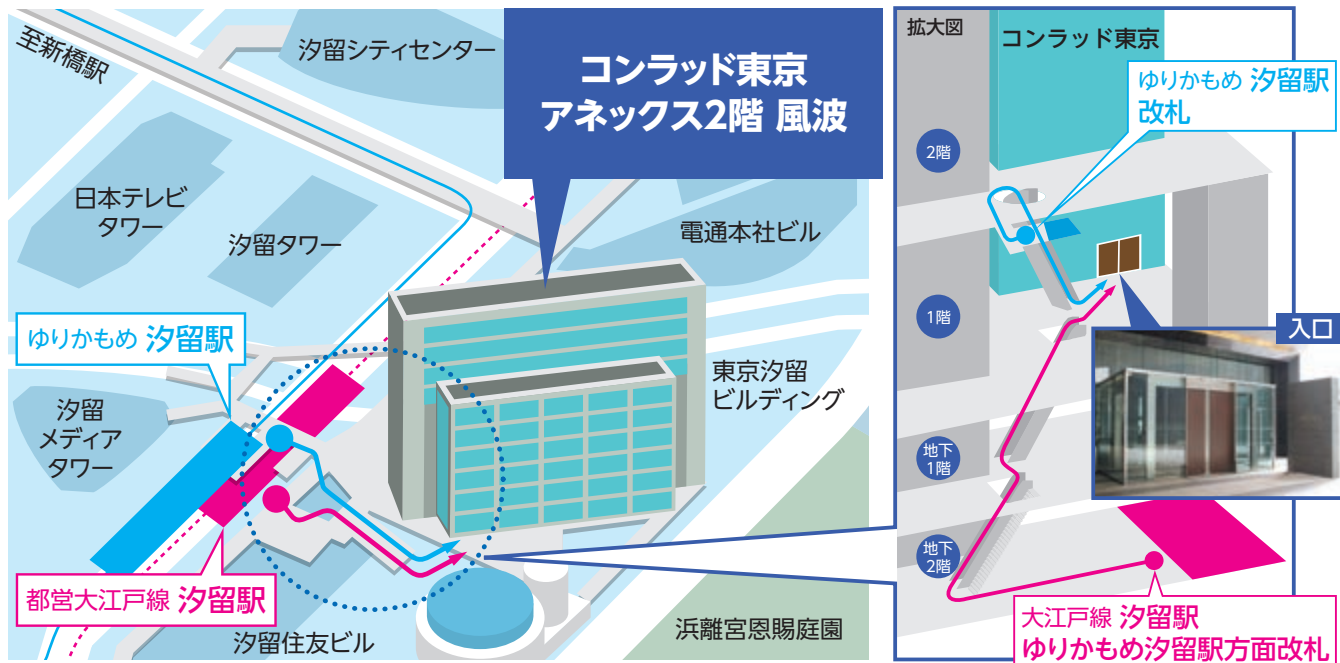
(注) 監査役吉田互及び監査役若松昭司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

コンラッド東京 アネックス2階 風波

東京都港区東新橋1丁目9番1号 電話 03-6388-8000(代表)



交通のご案内

▶ **都営地下鉄大江戸線 汐留駅**「ゆりかもめ汐留駅方面改札」から 徒歩3分

※改札を出て進み、右側のエスカレーターで上の階へ、次に左側へ進み、コンラッド行きの上りエスカレーターをご利用ください。

▶ **ゆりかもめ 汐留駅 改札**から 徒歩3分

※改札を出て右側へ進み、コンラッド行きの下りエスカレーターをご利用ください。

※詳細な交通のご案内は、インターネット上のコンラッド東京ウェブサイト (<https://conrad-tokyo.hiltonjapan.co.jp/access/>) をご覧ください。

※ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

お土産品の用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

住友金属鉱山株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。